

鑄銭司商工振興会規約

第1条（名称）

本会は鑄銭司商工振興会と称する。

第2条（目的）

本会は、鑄銭司地区内における商工業者の親睦と繁栄向上を図るとともに、地域社会の発展を資することを目的とする。

第3条（事業）

本会は第2条の目的達成の為に、下記の事業を行う。

1. 会員相互の親睦及び相互扶助
2. 会員研修会
3. 地域に密着した諸行事活動
4. その他、本会の目的達成の為に必要な諸活動

第4条（会員の資格）

鑄銭司地区内で事業を有し、又は居住する商工業者は会員と成ることができる。又、地区外でも、理事会で承認を得たる者はその限りにあらず。

第5条（役員）

本会は下記の役員を置く。

会 長 1 名 ・ 副会長 2 名 ・ 理事 若干名
事務局 1 名 ・ 会 計 1 名 ・ 監査 2 名
(会長・副会長・事務局・会計は理事が兼任する)

第6条（顧問）

本会は顧問を若干名置く事ができる。

顧問は理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

第7条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とし、再選は妨げない。ただし、本会設立年度に限り1年とする。
2. 役員は任期終了後も後任者の就任まで引き続き、その職務を行うものとする。
3. 補欠で選任された役員の任期はその残任期間とする。

第8条（役員の職務）

会長は、本会を代表し本会の業務を統轄する。副会長は、会長を補佐し会長の事故ある時は、その職務を代行する。事務局は本会の事務処理、会計は、本会の経理を処理する。監査は本会の業務及び会計の状況を監査する。理事は本会の運営の審議、または必要な連絡等を行う。

第9条（役員の選出）

理事・監査は総会で選出する。会長・副会長・事務局長・会計は理事会の互選による。

第10条（会費・会計年度）

会費は年5,000円とする。（納入については、年1回、4月に全額払い込む）入会申し込みと同時に全額払い込むことにより会員の資格を得る。

第 11 条（本会の会議・議長）

本会の会議は総会・理事会とする。

会議は会長が招集し、その議長となる。

第 12 条（定時総会・臨時総会）

1. 総会は定時総会と臨時総会とする。
2. 定時総会は毎年 4 月に開催をする。
3. 臨時総会は会長が必要と認める場合、又、会員の半数以上の要求があり、かつ総会の目的事項が妥当である時、開催をすることが出来る。
4. 総会の成立は会員数の過半数以上の出席（委任状を含む）により成立し、総会の決議は出席会員の 2/3 以上をもって決する。

第 13 条（理事会）

1. 理事会は本会の運営方針、その他重要な事項を協議する。
2. 理事会は会長が必要に応じて招集することが出来る。
3. 議長は出席者の過半数の賛成によって決定し可否同数の時は議長の決するところによる。

第 14 条（新会員）

新たに会員となるものは理事会の承認を要する。

第 15 条（退会）

会員が本会を脱退しようとする時は、文書により会長に届け出て、退会をすることができる。

また退会をするものには、年度途中であっても会費は返却しない。

（附則）本規約は 1992 年 5 月 28 日より施行する

第 16 条（死亡弔慰金）

会員にて、下記に該当した場合は相当額を支給する。

会員本人死亡弔慰金 金 10,000 円

第 17 条（青年部）

1. 本会は青年部を置く事ができる。
2. 青年部は本会に属し、会費は本会に納入する。
3. 青年部の会長・副会長・事務局長は本会の理事を兼任するものとする。
4. 青年部は本会の規約に従うものとし、また青年部内での規約を作れるものとする。
5. 青年部の規約の変更等は本会理事の承認を得るものとする。

附則）本規約は 2014 年 4 月 12 日より施行する。